

成績評価と単位認定について

成績評価	成績評価の内容	意味	単位の認定	評価点	備考
秀	90～100点	特に優れた成績	認定	4点	
優	80～89点	優れた成績	認定	3点	
良	70～79点	良好な成績	認定	2点	
可	60～69点	良好には達していないが合格の成績	認定	1点	
不可	0～59点	合格と認められない成績	不認定	0点	不正行為をした場合も含む
放棄	受験資格はあったが、定期試験を受験しなかった場合、あるいは授業の出席回数が不足していて、受験資格がなかった場合		不認定	0点	
合	—	合格	認定	—	
否	—	不合格	不認定	—	
認定	—	外部評価による単位認定	認定	—	平成27年度入学生から適用

履修した科目の単位認定は、原則として試験によって行われます。

但し、科目によっては、試験以外の成績評価によって単位が認定される場合があります。

通年科目の場合は、年間（後期終了）の成績で単位が認定され、半期科目（前期終了または後期終了）の場合は、半年間の成績で単位が認定されます。

原則として、一度認定された単位の取り消しや成績評価の変更はできません。

※学期の途中で退学・休学した場合は、その学期で履修している科目の単位は認定されません。

GPAについて

GPAとは、履修した全科目の成績を、その得点に応じた評価点を5段階（4点～0点）に分けて設定し、履修登録した科目の総単位数で割り、1単位あたりの平均を数値で表したものです。

GPAを算出し表示することで、学修の到達度をより明確に示し、自らの履修管理に責任を持ち、履修登録した科目を自主的、意欲的に学修することを目的としています。具体的には、合格科目だけではなく、不合格科目や受講を途中で止めた科目も成績評価の対象となり、今まで以上に真剣な履修登録、授業への取り組みを期待しています。また、クラス担任等から、GPAの結果に基づいて、履修登録や学修支援などを受けることによって、学修成果をさらに向上させることにもつながります。

GPAの5段階（4点～0点）評価は、秀（100～90点）は4点、優（89～80点）は3点、良（79～70点）は2点、可（69～60点）は1点、不可（59点～0点）及び受講・試験放棄は0点をそれぞれの評価点と設定し、年度ごとの「学期GPA」と、入学時から通算の「通算GPA」の2つのGPAを次式により算出します。但し、卒業要件に含まれない科目及び認定または合否によって単位を修得した科目は、GPAの対象科目ではありません。

(1) 学期GPA

$$\text{当該学期について} \frac{\text{(評価を受けた科目の評価点} \times \text{その科目の単位数) の合計}}{\text{当該学期の総履修登録単位数}}$$

(2) 通算GPA

$$\frac{\text{(評価を受けた科目の評価点} \times \text{その科目の単位数) の当該学期の合計}}{\text{当該学期までの総履修登録単位数}}$$

履修を辞退したい科目が生じた場合、履修登録・辞退確認期間中に「ゼルコバ」で必ず履修登録の取り消しをしてください。取り消さずにそのままにしていると評価が「放棄」となり、評価点は0点で計算されます。

- ・学期GPAが2期連続して1.0を下まわる学生には、クラス担任が指導を行います。
- ・学期GPAが3期連続して1.0を下まわる学生には、保証人同伴のうえ、学部長または学科長が厳重注意を行うことがあります。
- ・学期GPAが4期連続して1.0を下まわる学生には、学部長は学科長と協議のうえ、成業の見込みがあると判断される場合を除き、学長の承認を経て、退学を勧告することがあります。

副専攻制度を希望する学生は、在学中に履修した全科目についてGPA 3.0以上が必要となります。

また、教職課程を希望する学生は、原則在学中に履修した全科目について、通算GPA 2.0以上であることが望まれます。

1年間の履修上限単位数

学 部	1年間の履修登録上限単位数	年間の履修単位数に含まれない科目
全学部	48 単位 (前後期各 24 単位以内)	<ul style="list-style-type: none"> ●教職に関する科目 ※平成 29 年度の入学生は、教養教育科目のうち、発達心理学は除く ※平成 28 年度以前の入学生は、教養科目のうち、教育原理、教育制度論、発達心理学は除く

【CAP制について】

CAP制とは、授業を受ける時間に加え、予習や復習など授業の時間外において学修する時間を確保するため、1年間あるいは半期（前期・後期）間に履修登録できる単位数の上限を設けて、単位数の過剰登録を防ぐ制度です。

平成 26 年度以降の入学生より、このCAP制を適用していますので注意してください（上表を参照）。ここで、CAP制では原則として卒業要件に含まれる科目の単位数を対象とし、卒業要件に含まれない科目（一部を除いた教職に関する科目、資格取得等に関する科目及び副専攻科目）の単位数は除外します。

【CAP制の緩和について】

CAP制の緩和措置として、前年度1年間のGPAが3.5以上で、かつ前年度までの修得単位数が「望ましい年次別累積単位数」を満たしている学生は、年間4単位（前期後期各2単位）分を、履修登録上限単位数から緩和することができます。

但し、前年度または当該年度に留年した場合、及び、当該年度に転学部（科）した場合を除きます。